

岡山市行政区画等審議会の答申について

平成19年11月20日、岡山市の行政区画の編成等について、別添のとおり、市行政区画等審議会の千葉会長から高谷市長へ答申がなされた。

なお、11月19日に開催された第7回審議会の審議状況については、次のとおりである。

1 答申概要

(1) 区割り

3区

(2) 区役所の位置

A区：市庁舎、保健福祉会館又は分庁舎の一部

B区：西大寺支所

C区：総合支所の所管区域（福社区）におけるIV区（南）内

(3) B区の見直し

3区を基本としながらも、市に対しB区の見直しについて、答申の附帯意見及び答申経過・理由を参考にして、さらに検討を進めるよう求めた。

(4) A区とC区の境界線の見直し

C区の一部をA区に修正することを求める意見については、市において、福社区の見直しを検討した上で、福社区に合わせる形とするよう求めた。

(5) C区の区役所位置

中間取りまとめでは旧南署とする案が示されていたが、答申では方向性のみを示し、具体的な設置場所の検討は市に委ねられた。

2 主な審議内容

(1) B区について

答申案原案では、附帯意見として、東福社区内に区役所を置く案や、B区を分割（東・西大寺）する案も示し、市にさらなる検討を求めるとしていた。しかし、審議の結果、答申としては3区案のみ、また、区役所についても西大寺支所とし、その他の案については、答申経過・理由に記載することとなった。

(2) 中央区を設置する4区案について

原案には記載がなかったが、その他の意見として答申経過・理由に記載することとされた。

3 その他

行政区画等審議会の答申を踏まえ、今後、市において検討される。

写

行政区画の編成等について

(答 申 書)

平成19年11月20日

岡山市行政区画等審議会

平成19年11月20日

岡山市長 高谷茂男様

岡山市行政区画等審議会
会長 千葉喬三

行政区画の編成及び区役所の位置について（答申）

平成19年7月17日付け岡政都第132号で諮問のあった岡山市が政令指定都市に移行する場合における行政区画の編成及び区役所の位置について、次のとおり答申します。

答申に当たって

本審議会は、平成19年7月17日に市長から行政区画の編成及び区役所の位置について諮問を受け、以来、7回にわたる審議会と3回の検討案作成のための会合を開催し、市民の視線に立った真摯な審議を行った。

また、その過程では、市域を概ね、旭川の西を2つの区域、旭川の東を1つの区域の3行政区に区画し、区役所は、市庁舎等の一部及び西大寺支所を活用する等とする中間まとめを作成し、市内10会場での市民説明会や職員派遣による説明会、市民意見の募集を通じて市民意見の聴取に努め、慎重に審議したところである。

その結果、岡山市が政令指定都市に移行する場合における行政区画の編成及び区役所の位置について、本審議会としての結論を得たものである。

本審議会は、この答申が、均衡のとれた各行政区でそれぞれ都市部と周辺部が一体となってお互いの特性を活かし合う地域づくりを進める中で、市全体としてさらなる発展をめざす、新しい政令指定都市の誕生につながるものと自負するところであり、市民並びに市議会をはじめ関係諸機関の共感と賛同を得て、「政令指定都市・岡山」実現の礎となることを切に願う次第である。

1 行政区画の編成及び区役所の位置について

- ・市域を次のとおり、概ね旭川の東西に二分し、旭川以西は2つの区域、旭川以東は1つの区域の3つの行政区に区画することが適当である。
- ・各行政区の区役所の位置は、次のとおりとすることが適当である。

区名(仮称)	区 域	区役所の位置
A区	岡山中央、京山、岡北、石井、桑田、岡輝、中山、香和、高松、足守、御津、建部の各中学校通学区域	岡山市大供一丁目1番1号 (市庁舎、保健福祉会館又は分庁舎の一部)
B区	東山、操山、操南、富山、竜操、高島、旭東、上南、西大寺、山南、上道、瀬戸の各中学校通学区域	岡山市西大寺上二丁目7番31号(西大寺支所)
C区	福浜、福南、芳泉、御南、芳田、光南台、吉備、妹尾、福田、興除、藤田、灘崎の各中学校通学区域	総合支所の所管区域(福祉区)におけるIV区(南)内

(1) B区(仮称)について

東福祉区と西大寺福祉区は、歴史や生活圏が異なること、東福祉区から現西大寺支所へ行くのは本庁より遠く交通も不便であること等から、行政区画の編成や区役所位置等に対して様々な意見が寄せられたところである。

本答申は、効果的・効率的な執行体制のあり方や区役所施設の確保などについて、市における一層の検討が必要な状況において作成したものである。

今後、市においては、これまで行政サービス窓口が不足し、また、人口も西大寺福社区より多いことなどの東福社区の状況も念頭に、まちづくりの今後の方向性、執行体制、行政経費といった観点や将来の地域づくりを見据えた大局的な見地から、B区（仮称）の取り扱いについて、本答申の附帯意見及び答申経過・理由を参考にして、さらに検討を進められることを求めるものである。

（２）C区（仮称）について

西福社区管内の一部地域については、歴史的な事情並びに所管する福祉事務所や他の区域の福祉事務所までの距離等の実情から、区画の基礎とした総合支所の所管区域、即ち西福祉事務所の所管区域であることが未だに定着しておらず、行政区画の編成に当たってはA区（仮称）に修正してほしいとの意見等が出されている。このことについては、市において、今後の福祉行政の円滑な運営や住民福祉の向上に資するよう、当該地域について、その実情や交通体系を含めた生活圏域等を勘案して福社区の見直しを検討され、その上で、福社区に合わせる形での行政区画の編成となるよう図られたい。

また、区役所の位置については、現時点でふさわしい施設、用地を決定しがたいことから、方向性を示すに止め、この方向性に沿って、できるだけ早く適地に区役所を置くよう市に求める。

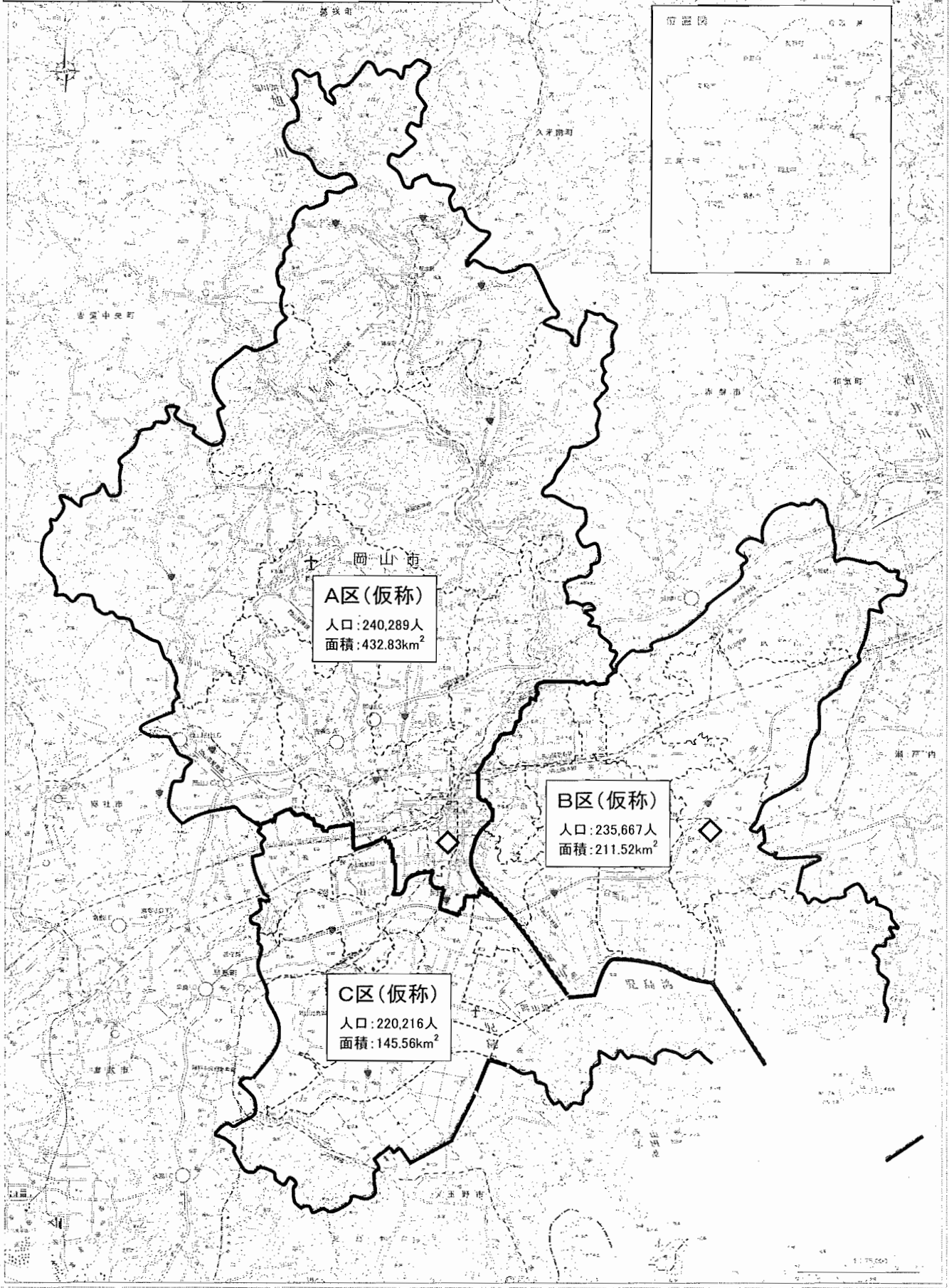
なお、政令指定都市移行時までには設けられないときは、灘崎支所等の既存施設を暫定的に区役所とすることも止むを得ない。

2 附 帯 意 見

本審議会は、多くの方々の理解と賛同を得て「政令指定都市・岡山」を実現できるよう、様々な視点、意見を総合的に勘案して本答申に至ったものであるが、次の事項については、今後、市において特段の配慮を要請するものである。

- (1) 行政区の機能については、いわゆる大区役所制を採用すること。また、行政区間でできるだけ均一になるよう努めること。
- (2) 住民票や戸籍など市民の日常生活に密着した窓口サービスについては、市民が居住する区に関わらず、いずれの区でもサービスが受けられるようにすること。
- (3) 市域内には、その歴史的沿革や本庁からの距離などを背景に、比較的サービス拠点が不足している区域が見られることから、それらの区域へのサービス拠点の配置について配慮すること。
特に、B区（仮称）の東福社区管内には支所等のサービス拠点の配置について配慮すること。
- (4) 身近な市民サービスについては、特に公共交通機関により利用できるよう配慮するとともに、区役所と区域内を結ぶ交通網が不足する場合には、その確保を市として交通事業者に要請するなど対策を講じること。

行政区画の編成及び区役所の位置



◇ : 区役所

行政区画編成基準及び区役所位置決定方針

項 目	基 準 ・ 方 針
地域コミュニティ 及び 通学区域	住民自治を支える住民意識や身近な生活圏域を重視し、市政運営と市民活動の基礎的な単位である地域コミュニティ（町内会等）や通学区域を分断しないことを基本とする。
人口規模 及び 区の数	きめ細かい行政サービスや地域づくりを担える組織と行政効率や財政負担とのバランスに配慮し、人口規模は、15万人から20万人程度、区の数、3区ないし4区とすることが適当と考えられる。
面積規模 及び 地形・地物	面積規模は、他の基準との関係で考慮するにとどめ、また、区の境界が地域の歴史的な形成に関わってきた明瞭な地形・地物に沿うとともに、区の形状が地理的に見て自然なものとなるようできる限り配慮する。
公共機関の所管区域 及び 選挙区（国・県）	国・県等の公共機関の所管区域や選挙区とできる限り整合性を確保することが望ましい。
総合支所の所管区域 （福祉区）	総合支所の所管区域（福祉区）は、過去、審議会、説明会を経て議決されたものであるとともに、市民活動の単位となっており、その区域を基礎としつつ、行政効率等の観点からこれを合区することも視野に入れる。
区役所位置	区役所は、交通体系に配慮しながら、できる限り既存施設を活用することが望ましい。

3 答申経過・理由

(1) 答申の考え方

行政区画の編成に当たり、地域コミュニティ及び通学区域、総合支所の所管区域（福社区）を基礎としつつ、大区役所制の要請と行政効率の両立を図ること等を行政区画編成基準とした。

その上で、各行政区が、地域づくりの担い手である人材について、差がない形で出発できるよう配慮しつつ、現在の岡山市が都市部と周辺部を合わせ持つ都市構造であることに鑑み、各行政区も同様の構造を持ち、それぞれの区で都市部と周辺部が一体となってお互いの特性を活かし合う地域づくりを進めるとともに、岡山市全体としてさらなる発展をめざす新たな出発点となるよう配慮した。

また、区役所の位置の決定に当たり、交通体系に配慮しながら、できる限り既存施設を活用することを区役所位置決定方針とし、市庁舎等を活用することとした。

(2) 市民意見とその対応

審議の過程では、市民の日常生活に密着した窓口サービスはいずれの区でも受けられるようにするとの市の方針を踏まえ、市域を概ね、旭川の西を南北に2つの区域、旭川の東を1つの区域の3区に画し、区役所は、市庁舎等の一部、西大寺支所、南福社区内とし、併せて旧岡山南警察署の活用を検討するよう市に求めるとする中間まとめを作成した。

この中間まとめに対し、支持する意見が寄せられた一方で、修正を求める意見も寄せられた。

C区（仮称）の一部地域について区を見直してほしいとの意見については、地域の実情や交通体系を含めた生活圈域等を勘案して福社区の見直しを検討し、その上で、福社区に合わせる形での行政区画の編成となるよう市に求めた。

また、旧岡山南警察署を候補として市に検討を求めたC区（仮称）の区役所については、位置的な問題や施設・敷地の状況から、否定的な意見が多かったため、総合支所の所管区域（福社区）におけるIV区（南）で他の場所についても検討す

ることが適当と考える。

B区（仮称）に関しては、

- ア 区域内に東と西大寺の二つの人口集積があることから、都市部と周辺部を合わせ持つ都市構造といった基準に必ずしも完全に当てはまらないこと
- イ 東福社区と西大寺福社区は歴史や生活圏が異なること、東福社区はサービス拠点が不足していること、東福社区の方が西大寺福社区より人口が多いこと、東福社区から現西大寺支所へ行くのは本庁より遠く交通も不便で、方向も都心部と反対方向であること

等の理由から、様々な意見が寄せられた。

こうした課題に対する対応案としては、

- ① 中間まとめのとおり区の数3とし、総合出先機関としての実績や既存施設活用の観点から区役所は西大寺支所としつつ、市民サービスの均質化等を図るため東福社区内に区役所分庁舎ないし支所を設けるとする案
- ② 同じく区の数3とするが、区役所を人口が多い東福社区内に置き、西大寺支所は区役所分庁舎とする案
- ③ 主に歴史や生活圏、住民意識等に配慮し、区の数4として区役所をそれぞれに設けるとする案

が考えられたところである。

(3) 審議会におけるその他の意見

行政区画の編成について、総合支所の所管区域（福社区）におけるⅠ区（中央）とⅡ区（東）を合区して中央区的な区を設ける形での4区案が望ましいとする意見があった。

また、区役所の位置について、施設・用地の確保などの条件を勘案し、市において区制施行準備を進める中で検討すべきとの意見があった。

本審議会は、岡山市の将来的な発展を真に願うものであり、行政において、市民から寄せられた数多くの意見をしっかりと受け止め、政令指定都市移行後の岡山市のさらなる発展と住民福祉の向上が図られるよう特段の配慮を期待するものである。

参 考 资 料

1 諮問書(写)

岡政都第132号

平成19年7月17日

岡山市行政区画等審議会
会長 千葉喬三様

岡山市長 高谷茂男

岡山市の行政区画の編成等について(諮問)

岡山市行政区画等審議会条例(平成19年市条例第53号)第1条の規定に基づき、岡山市が政令指定都市に移行する場合における行政区画の編成及び区役所の位置について、貴会の意見を求めます。

2 岡山市行政区画等審議会条例

(平成19年7月11日市条例第53号)

(設置)

第1条 行政区画等に関し必要な事項を調査審議するため、岡山市行政区画等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、関係行政機関の職員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 岡山市行政区画等審議会 委員名簿

氏 名	役 職 名
浅 野 嘉 彦	岡山県企画振興部市町村課長
泉 照 子	岡山市民生委員児童委員協議会副会長
井 上 眞 澄	岡山市教育委員会委員長
上 岡 美保子	日本貿易振興機構岡山貿易情報センター所長
大 塚 克 己	岡山市勤労者協議会会計監査
岡 崎 彬	岡山商工会議所会頭
岡 本 輝代志	岡山商科大学商学部長
小 田 一 泰	岡山県警察本部警務課長
片 山 晋	元岡山市市民協働の人づくり条例検討委員会会長
兼 松 久 和	岡山市連合町内会会長
佐 藤 久 子	岡山市連合婦人会会長
高 田 武 子	岡山市社会福祉協議会会長
千 葉 喬 三	岡山大学学長
中 原 文 子	岡山弁護士会
花 田 尊 則	岡山中央郵便局副局長 (第1回～第4回)
檜 垣 明 美	岡山地方法務局総務課長
藤 井 和 佐	岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授
堀 川 進	岡山市農業協同組合代表理事組合長
宮 野 優	郵便事業株式会社岡山支店副支店長 (第5回～)
山 内 弘 昭	岡山東税務署総務課長

(50音順・役職名は委嘱時)

4 岡山市行政区画等審議会 開催状況

審議会	会議内容
第1回 平成19年7月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状交付 ○会長及び副会長選出 ○諮問 ○会議の運営について ○政令指定都市制度について（説明） ○スケジュールについて ○行政区画の編成に当たっての留意点 ○区役所位置の検討に当たっての留意点
第2回 平成19年7月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○行政区の一般的な機能等について（説明） ○岡山市における行政区機能の検討方向（骨子）について（説明） ○行政区画の編成に当たっての留意点 ○区役所位置の検討に当たっての留意点
検討案作成のための会合（3回開催）	
第3回 平成19年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○行政区画の編成等について（検討案）
第4回 平成19年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○行政区画の編成等に関する中間まとめ（案）について ○市民説明会及び市民意見の募集（案）について
市民説明会 市内10会場 説明のための職員派遣 市内20会場 市民意見の募集（パブリックコメント） 9月21日～10月15日	
第5回 平成19年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○市民説明会及び市民意見の募集等の結果について（説明） ○行政区画の編成等に関する要望等について（説明） ○中間まとめに対する市民意見・要望の取扱いについて
第6回 平成19年11月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○行政区機能の考え方について ○行政区画の編成について ○区役所位置について
第7回 平成19年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○行政区画の編成等について（答申案）

5 中間まとめに対する市民説明会、市民意見の募集等の結果について

1 市民説明会

市内10会場で開催（平成19年10月5日～10月13日）、参加者数 878名

2 説明のための職員派遣（出前説明）

市内20会場で実施（平成19年10月1日～10月15日）、参加者数 973名

3 市民意見の募集（パブリックコメント）

実施期間 平成19年9月21日～10月15日、応募件数 152件

意見の概要（政令指定都市移行に関するものに限る）

内 容		説明会等 での発言	パブリック コメント	合計
行政区画の編成	3区割りがよい	16	25	41
	4区割りがよい	13	13	26
	5区割りがよい	0	11	11
	6区割りがよい	10	18	28
	3区割りはよくない	36	39	75
	Ⅱ区(東福社)とⅢ区(西大寺福社)を分割	20	10	30
	C区の御南中学校区をA区に変更	1	4	5
	C区の吉備中学校区をA区に変更	5	17	22
	政令市の顔となる区の設置を	3	7	10
	その他	12	25	37
区役所の位置	B区は西大寺支所以外の場所へ	17	0	17
	B区はⅡ区(東福社)へ	9	5	14
	C区は旧岡山南警察署以外の場所へ	21	6	27
	公共交通機関を重視	14	6	20
	その他	18	13	31
その他	区の機能・出先機関・交通動線	35	22	57
	権限移譲その他政令指定都市に関すること	271	51	322
合 計		501	272	773

6 中間まとめに関する要望の概要について

内 容	提 出 者	
行政区画の編成	B区について、東福社区と西大寺福社を分割して2行政区とすること	旭東学区連合町内会、平井学区連合町内会、三敷学区連合町内会、宇野学区連合町内会、操南学区連合町内会、操明学区連合町内会、旭操学区連合町内会、富山学区連合町内会、財田学区連合町内会、竜之口学区連合町内会、幡多学区連合町内会、旭竜学区連合町内会、高島学区連合町内会
	本庁のある区(A区)に編入すること	御南学区連合町内会、西学区連合町内会、陵南学区連合町内会、福田学区連合町内会
	A区北部を分割すること	御津地域区長会、御津合併特例区協議会
区役所の位置	地区内へ区役所を設置すること	福浜学区連合町内会、灘崎町合併特例区協議会
	西大寺支所に区役所を設置すること	西大寺支所管内13学区連合町内会
	西大寺にできれば一番よいが、再検討の余地はある	芥子山学区連合町内会、西大寺学区連合町内会、豊学区連合町内会、太伯学区連合町内会、幸島学区連合町内会、朝日学区連合町内会、大宮学区連合町内会、瀬戸町区長会、瀬戸町瀬戸区、瀬戸町下区